

## ○宇部市民栄誉賞表彰規則

### (目的)

第1条 この規則は、スポーツ、文化その他の分野で活躍し、本市の誇りとして広く市民から敬愛され、社会に明るい希望と活力を与えた者又は団体に対して、宇部市民栄誉賞（以下「市民栄誉賞」という。）を授与し、その栄誉をたたえることを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、本市に居住し、若しくは居住していた個人又は本市に特別の縁故のある個人若しくは団体であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) オリンピックにおいて金メダルを獲得した者又は団体
- (2) ノーベル賞のように国際的に高く評価される栄誉を受けた者又は団体
- (3) スポーツ、文化その他の分野において前2号に掲げるものに準ずると認められる者又は団体

### (表彰の実施)

第3条 表彰は、表彰状を贈呈して行う。

- 2 前項の場合において、必要に応じ、表彰状に添えて、記念品等を贈呈することができる。

### (表彰の時期)

第4条 表彰は、随時行う。

### (業績の公表等)

第5条 市長は、市民栄誉賞を受けた者又は団体の功績及び名誉を永久に保存するため、市民栄誉賞表彰台帳にこれを記録するとともに、市の広報紙への掲載その他の方法により公表するものとする。

### (表彰の取消し又は中止)

第6条 市民栄誉賞を受けた者若しくは団体又は市民栄誉賞を受けるべき者若しくは団体がその責めに帰すべき行為によって著しく名誉を失ったと認めるときは、その表彰を取り消し、又は表彰を行わないことができる。

### (表彰の事務)

第7条 表彰に関する事務は、政策広報室秘書課において行う。

### (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。